大切な人のために
受動喫煙を防止しましょう！

たばこは、自分の健康だけでなく、自分のまわりの大切な人の健康にまで影響を及ぼします。

大切な人を守るために、望まない受動喫煙をなくしましょう！

問合先　市健康づくり推進課（４西３　であえーる岩見沢３階）
☎25局5540

たばこを吸わない人の健康を守る

自分が吸わなくても

自分がたばこを吸っていなくても、他の人が吸っているたばこの煙を吸い込んでしまうことを〝受動喫煙〟といいます。

この煙にはニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、吸い込むことで、健康に影響を与えます。

ルールが変わる

皆さんは、喫煙できるお店や施設に入ったことはありませんか？そのときに望まない受動喫煙で、有害物質を吸い込んでいるかもしれません。

受動喫煙からたばこを吸わない人を守るため、次のように健康増進法が改正されました。

【改正のポイント】
- ●望まない受動喫煙をなくす
- ●受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや妊産婦、病気の方に特に配慮する
- ●施設の種類や場所ごとに対策を実施する

喫煙・受動喫煙で健康に影響が

お腹の赤ちゃん
- ●2,500グラム未満の低体重児が生まれる可能性が高くなる
- ●流産、早産、新生児死亡、小児がんの危険性が高くなる

赤ちゃん、子ども
- ●乳幼児突然死症候群の要因
- ●ぜんそく様気管支炎、急性気管支炎、慢性副鼻腔炎、肺炎、中耳炎、髄膜炎、知能発達の遅れなど

成人

次の病気の危険性が高くなります。
- ●肺がん、食道がん、胃がんなど
- ●脳卒中、心筋梗塞など循環器の病気
- ●慢性閉塞性肺疾患など呼吸器の病気

お母さん
- ●母乳分泌の減少
- ●妊娠する能力の低下

▶７月１日から

【敷地内禁煙に】

対　象　学校、児童福祉施設、病院、市役所などの行政機関

※屋外に喫煙場所の設置は可能。

▶令和２年４月１日から

【原則、屋内禁煙に】

対　象　飲食店、事業所など（小規模飲食店は経過措置があります）

※基準を満たした喫煙専用室のみ喫煙可能。ただし、標識を掲示する義務があります。

ルールとマナーを守る

ルールがあっても、それが守られなければ意味がありません。

たばこを吸う方は、指定された場所以外では吸わない、子どもや妊産婦、病気の方に配慮する、人ごみでは吸わないなどのルールとマナーを守って、たばこを吸わない人の健康を守りましょう。